

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講ずべき対策

- ①対象物質の製造、使用等の原則禁止（PCB等）及び製造・使用等の制限（DDT、PFOS等）
- ②非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン等）
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・ POPsと同様の性質を持つ新規物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結済）。令和7年6月現在186ヶ国・地域が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）会合を、POPs条約締約国会議の下に設置。平成17年から原則毎年9月～11月に開催。条約発効後に随時規制対象物質が追加され、令和7年5月に開催されたPOPs条約第12回締約国会議において、新たにクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質の第一種特定化学物質の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質審査規制法、農薬取締法、ダイオキシン類対策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境省環境保健部長）において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。その後、対象物質の追加等に伴い、平成24年8月、平成28年10月、令和2年11月及び令和7年3月にそれぞれ改定。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPRCに金原和秀 静岡大学学長特別補佐を、条約有効性評価のための地域組織グループに高澤 嘉一 国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境標準研究室 室長を派遣。

※対象物質（令和7年6月現在）：

1. アルドリリン、2. ディルドリン、3. エンドリン、4. クロルデン、5. ヘプタクロル、6. トキサフェン、7. マイレックス、8. ヘキサクロロベンゼン、9. PCB、10. DDT、11. PCDD、12. PCDF、13. クロルデコン、14. リンデン、15. テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、16. ヘキサブロモビフェニル、17. ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、

ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOS 及びその塩、PFOSF)、18. ペンタクロロベンゼン、19. ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、20. α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)、21. β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)、22. エンドスルファン、23. ヘキサブロモシクロドデカン、24. ポリ塩化ナフタレン類、25. ヘキサクロロブタジエン、26. ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル、27. decaBDE、28. SCCP、29. ジコホル、30. ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及び PFOA 関連物質、31. ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩及び PFHxS 関連物質、32. デクロランプラス、33. UV-328、34. メトキシクロル、35. クロルピリホス、36. 中鎖塩素化パラフィン (MCCP)、37. 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連物質